

ごみはルールを守って 正しく出しましょう！

今年の4月から容器包装リサイクル法が完全施行されたことにより、ごみの出し方が一部変わって半年がたちましたが、もう一度ルールの再確認をしてみましょう。

ごみの出し方で、よくある問合せを紹介しますので、参考にしてください。なお、不明な点がありましたら、住民課環境係（☎1211・内線1221）へお問合せください。

Q 鉢植えのプランターを資源ごみの袋に入れたのですが、持つて行ってくれませんでした。

A プランターは、細かく砕いて、可燃ごみの袋へ入れて出してください。

Q ハウスに使っていたビニールは、環境衛生組合へ持つていっても大丈夫でしょうか。

A 農業用ビニールや農薬の瓶は環境衛生組合では引き取ることができません。農薬用資材等の販売店で相談してください。

Q ペットボトルを入れた資源ごみの袋を持つて行ってくれませんでした。

A ペットボトルの中に飲料等が残っていたり、キャップがついていませんか？資源ごみは、内容物を残さない



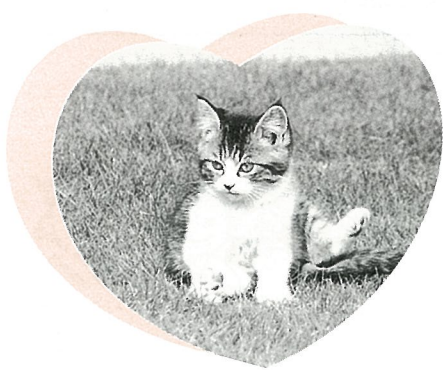
ようにし、一度水洗いをしてから出してください。また、ペットボトル等のキャップは混ぜないで、プラスチックのキャップはプラスチック容器類の袋へ、金属のキャップは金属類の袋へ入れて出してください。

なお、瓶、缶等各種類ごとに資源ごみ袋へ入れてください。缶類は缶類で1つの袋を使用してください。

人と動物の調和のとれた町づくり

～11月は動物による危害防止対策強化月間～

動物を飼っている人には、責任と愛情をもった飼い方が求められています。動物による被害を防ぎ、人と動物が仲良く暮らせるよう次のことを守ってください。



○放し飼いは迷惑となりますので、絶対に止めましょう。
○繁殖の制限をし、不幸な命が芽生えるのを防ぎましょう。

○動物の世話が出来なくなったらからといって、むやみに捨てず不用犬・猫の引き取りや里親探しの会を利用しましょう。

また、動物を虐待すると、法律により罰せられます。

○飼い犬が散歩中等に排泄した糞は、飼い主が責任を持って処理し、動物の糞等のないきれいな町にしましょう。

○にほんざる、かにくいざる等危険な動物を飼う場合は許可が必要になります。

○新しく犬を飼ったら忘れずに狂犬病の予防注射と、登録をしましょう。

動物の世話が出来なくなつた場合は、次のような方法がありますので、積極的に利用しましょう。

○不用犬・猫の引き取り

日時 毎週水曜日（休日の場合は中止）
午後2時～2時15分

場所 役場庁舎裏（印鑑持参のうえ住民課環境係で手続きを済ませてください）

問合せ 住民課環境係

☎1211 内線122

○里親探しの会

日時 毎月第2金曜日（休日の場合は中止）

方法 実施日に犬または猫を持参し、愛犬・猫教室を受講後、里親対象者の希望により決定。

会場・連絡先 千葉県動物愛護センター

☎0476 5711

犬・猫を譲り受けたいときは、所定の申請書を提出しておく并希望する犬・猫が見つかったときに連絡があります。提出・問合せ 海匠保健所八日市場地域保健センター

☎1281